

6 平時からの取組

災害時、災害廃棄物の対応を円滑に行うため、平時から次のような取組を実施します。

1 多様な防災訓練・研修の実施

- ・地域防災拠点訓練などを通じて、仮設トイレ等の設置・使用方法の普及に取り組みます。訓練では女性や子ども等が安心して利用できる視点も大切にします。
- ・民間協定先との連携した訓練を実施します。
- ・方面本部の体制構築が円滑に行えるよう、訓練を実施します。

2 施設の強化

工場、収集事務所について、災害時に業務継続ができるよう、補修工事等を実施し、施設の強化に取り組みます。

3 市民への情報発信

- ・災害について関心を持ち、理解を深めていただくため、地域防災拠点の訓練への参加など、あらゆる機会を通じて情報提供します。
- ・災害時の廃棄物の排出方法やトイレ対策等をまとめたリーフレットを作成し、地域防災拠点の訓練や災害ボランティア向けの説明に利用します。

4 仮置場候補地の選定

事前に市内の空地・未利用地の把握に努め、仮置場候補地を調整します。

7 今後の進め方

平成 30 年 5 月 素案策定 6 月 25 日～7 月 31 日 市民意見募集
9 月 9 日 原案策定 年内 確定

切り取り
郵便はがき

料金受取人払郵便

2 3 1 - 8 7 9 0
0 1 3

横浜港局
承認
4315

差出有効期間
平成 30 年
8 月 31 日まで
(郵便切手不要)

横浜市中区住吉町 1 - 1 3
松村ビル 5 F
横浜市資源循環局総務課
横浜市災害廃棄物処理計画 (素案)
「市民意見募集担当」行



■あ
【住
見本

【年代】 ~10 歳代 20 歳代
 30 歳代 40 歳代
 50 歳代 60 歳代
 70 歳代 80 歳代~

横浜市災害廃棄物処理計画素案の閲覧

この冊子は概要をまとめたものです。
横浜市災害廃棄物処理計画 (素案) の冊子は、
ウェブページや次の場所で閲覧できます。

閲覧場所

- ・各区役所広報相談係
- ・横浜市市民情報センター (横浜市庁舎 1 階)
- ・横浜市資源循環局総務課

ウェブページ

資源循環局災害廃棄物処理計画のページ
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/saigai/>

問合せ先

〒231-0013
横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 5 F
横浜市資源循環局総務課
電話:045-671-2501 / FAX:045-641-1807

横浜市災害廃棄物処理計画 (素案) について 皆様の御意見をお寄せください

—横浜市災害廃棄物処理計画 (素案) に対する市民意見募集—

【募集期間】平成 30 年 6 月 25 日 (月) ~ 7 月 31 日 (火)

1 計画の趣旨

大規模災害時には、被災した家屋から出る壊れた家具・家電や倒壊した建物を解体したがいき等、大量の災害廃棄物が発生します。東日本大震災や熊本地震の教訓、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を取りまとめ、「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定します。

2 計画の概要

基本目標

市民生活の衛生環境の保全を図り、早期に生活再建や各種インフラ等の復旧、さらには、地域経済の復興支援や災害後の復興まちづくりなどにつなげられるよう、「迅速な処理・処分」を目指します。

1 対象とする災害

大規模地震や風水害

※発生量等は元禄型関東地震で推計しています。

2 対応する組織体制と目標処理期間

4 つの焼却工場を中心にエリアを分けて体制 (方面本部) を構築し、被害状況に応じて、迅速に対応します。

災害廃棄物の処理に当たっては、早期に経済活動の再開及び安定した市民生活の回復につなげられるよう、次の処理期間を目標とします。

- 発災後概ね 1 年後までに街中から
災害廃棄物を二次仮置場へ集約
- 発災後概ね 2 年で処理・処分を完了

大規模災害による災害廃棄物は、廃棄物処理法の一般廃棄物に該当するため、その処理・処分は、本市の責任により行いますが、本市の体制のみで対応が困難な場合には、国、他都市、民間事業者及びボランティアと連携して対応します。

なお、収集や仮置場の運営などで民間事業者と連携を図るため、合計 24 件の協定を締結しています。



3 災害廃棄物の処理

1 し尿

定義 ・地域防災拠点等でのくみ取り式仮設トイレなどから発生するし尿

考え方 地域防災拠点等の生活において、トイレを安心して使用できることは、避難者にとって重要であることから、発災後に迅速な対応ができるようにします。

具体的取組 地域防災拠点から排出されるし尿を優先的に収集するなど早期の対応を行います。



災害用仮設トイレ▶

2 生活ごみ・避難所ごみ

定義 ・平時と同様に、日々の生活から発生するごみ（燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルなど）
・使用済みトイレパック等

考え方 被災状況を把握の上、本市職員などによる収集体制を整え、収集業務を開始します。

具体的取組 平時のごみ排出ルール（分別区分）のとおり、普段のごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定められたごみ集積場所へ排出していただきます。



▲熊本地震での避難所のごみ分別の様子

3 片付けごみ

定義 ・被災した建築物内の片付けで発生するごみ（被災により破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電等）

考え方 片付けごみと生活ごみの区別を徹底し、両者が混在することで収集作業に支障をきたすことがないようにします。

具体的取組 片付けごみの排出場所について、普段のごみ集積場所は使わず、近隣の空き地や通行の妨げにならない場所へ排出していただきます。



▲区別して排出することの必要性

4 災害がれき

定義 ・災害により損壊した家屋・事業所等の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物

考え方 災害がれきは発生状況及び時期、仮置場並びに処理施設の状況などを踏まえ、計画的に対応します。

具体的取組 解体業者等が仮置場に搬入します。仮置場は、必要面積を算定したうえで、他の利用目的での土地利用も考慮して設置します。



▲仮置場（仙台市の例）

4 仮置場

解体した損壊建物など災害がれき等は、元禄型関東地震のケースで、1,319万トン発生すると想定しています。これは本市の1年間のごみと資源の総量約120万トンの11倍に相当します。大量の災害がれきを処理するため、本計画で必要な仮置場の面積を推計し、発災後速やかに仮置場が設置できるよう、空地・未利用地について調整していきます。

	機能	必要合計面積	開設目標
一次仮置場	・災害廃棄物をいち早く搬送するための一時的な保管場所 ・被災地から近い範囲で、一定の面積が必要	116ha 区内に数か所	2週間以内
二次仮置場	・災害がれきを破砕、選別、処理処分施設への搬送拠点 ・敷地内に仮設の処理施設を整備する場合もあり	171ha 市内に数か所	2か月以内

◆ 参考データ みなとみらい21地区合計面積 : 186ha

5 福祉的支援の視点

災害時に必要な行動を取ることが困難な人などに対して、地域及び区等の福祉部門と連携し、ボランティアとも協力しながら、災害廃棄物の持ち出し支援等の対応をします。

▶▶ 説明資料は次ページまで続きます。

御意見の提出方法

- 募集期間 平成30年6月25日（月）～7月31日（火）
- いずれかの方法で、御意見をお寄せください。
 - ・ 郵 送 〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル 5F 横浜市資源循環局総務課あて 右のハガキを切り取りお送りください。
 - ・ F A X 045-641-1807
 - ・ 電子メール sj-saigai@city.yokohama.jp
 - ・ ホームページ内の御意見受付フォーム 下記 URL 又は QR コードからウェブページにアクセスいただき、入力してください。
- ・ 横浜市資源循環局総務課まで直接御持参



【注意事項】
 ※電話での受付、御意見への個別の回答はいたしません。
 ※郵送・FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「横浜市災害廃棄物処理計画への意見」である旨を明記してください。
 ※お寄せいただいた御意見、FAX 番号・メールアドレスその他の個人情報については、今回の「横浜市災害廃棄物処理計画」の策定にのみ使用し、その他の用途には使用しません。
 ※御意見については、個人情報を除き、市の考え方とあわせて公表します。

横浜市災害廃棄物処理計画（素案）について御意見を御記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

✂ 切り取り